

岩手大学奨学寄附金取扱規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）において受け入れる寄附金及び有価証券（以下「奨学寄附金」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(奨学寄附金の受入れ)

第2条 奨学寄附金は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れることができる。

- 一 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
- 二 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- 三 学術研究に要する経費
- 四 教育研究の奨励を目的とする経費
- 五 その他本学に有益と認められる経費

2 助成機関等から職員等個人に助成金が付与された場合において、助成等の趣旨が当該職員等の職務上の教育及び学術研究等を援助しようとするものであるときは、当該職員等は、その助成金を改めて奨学寄附金として本学へ寄附するものとする。

(条件)

第3条 奨学寄附金を受け入れるに当たって付することのできる条件は、次に掲げるものとする。

- 一 貸与又は給与する学生又は生徒の範囲を定めること。
- 二 学術研究を指定すること。
- 三 奨学寄附金によって研究した成果の簡単な報告を行うこと。
- 四 奨学寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
- 五 寄附目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

2 奨学寄附金を受け入れるに当たって付することのできない条件は、次に掲げるものとする。

- 一 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに準ずる権利等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
- 三 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- 四 その他教育又は学術研究上支障を生ずるおそれがあると認められる条件

(受入)

第4条 奨学寄附金の申出は、別記様式第1により行うものとする。

2 岩手大学長（以下「学長」という。）は、前項の申出があったときは、岩手大学における外部資金の受入れに関する規則に基づき、受入れの適否を決定するものとする。

(受入通知)

第5条 学長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、別記様式第2号により寄附者に通知するとともに、奨学寄附金の納入に関する手続きを行うものとする。

(奨学寄附金の使途の変更)

第6条 学長は、必要に応じ、奨学寄附金の使途の変更及び奨学寄附金を国立大学法人、国

立共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構等（以下「他の機関」という。）に
移し替えることができるものとする。

- 2 学長は、前条の変更等を行うときは、あらかじめ当該寄附者及び当該他の機関の同意を得なければならない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別記様式第1

平成 年 月 日

岩手大学長 殿

寄 附 者

住 所

氏 名

下記のとおり寄附します。

記

1 金 額 円

2 目 的

3 条 件

4 備 考

(1) 研究責任者名

(2) 送金時期及び金額 平成 年 月 頃 円

(3) 振込依頼書送付先 (寄附者住所・氏名と異なる場合記入)

住 所 〒

氏 名

平成 年 月 日

殿

岩 手 大 学 長

奨 学 寄 附 金 受 入 通 知 書

付けでお申し越しの下記寄附金は、ご趣旨に沿い本学奨学寄附金として
お受けしますので、御通知申し上げます。

記

1 寄附の目的

2 寄附の条件

3 寄附金額 金 円